

○研究開発等評価実施規程

(平成15年10月1日規程第74号)

| | |
|---------------------------|-------------------|
| 改正 平成16年1月29日規程第2号 | 平成17年9月26日規程第55号 |
| 平成18年3月23日規程第16号 | 平成19年3月30日規程第19号 |
| 平成20年3月21日規程第23号 | 平成20年9月26日規程第54号 |
| 平成22年3月25日規程第20号 | 平成23年3月10日規程第11号 |
| 平成25年3月28日規程第25号 | 平成26年11月14日規程第77号 |
| 平成26年11月28日規程第80号 | 平成26年12月25日規程第93号 |
| 平成27年4月8日規程第54号 | 平成27年6月26日規程第73号 |
| 平成27年12月10日規程第96号 | 平成28年4月28日規程第58号 |
| 平成29年3月31日規程第30号 | 平成30年3月30日規程第40号 |
| 平成30年6月28日規程第56号 | 令和4年3月31日規程第510号 |
| 令和4年3月31日規程第511号 | |

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 研究開発施策の評価（第4条・第5条）
- 第3章 機関評価（第6条―第9条の2）
- 第4章 研究開発課題等の評価（第10条―第12条の2）
- 第5章 研究者等業績評価（第13条・第14条）
- 第6章 その他の評価（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）が実施する研究開発等に係る評価の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 研究開発等の評価は、それによって研究開発等の活動の適切さを判断し、もって研究開発等の活動の効率化及び活性化を図り、より優れた成果を上げていくために不可欠であることに鑑み、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定）及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成26年5月19日文部科学大臣決定）を踏まえ、これを適切かつ厳正に実施するものとする。

- 2 評価によって研究者の創造への挑戦を励ます面も重視する。
- 3 研究所の役職員及び研究所との契約により業務に従事する者は、評価の実施に協力するものとする。
- 4 評価の実施に際しては、研究者の作業負担が過重にならないよう、可能な限り効果的かつ効率的な方法を用いる。
- 5 研究所は、評価の結果を年度計画や資源配分方針の策定等に反映させる等、研究開発等の活動に積極的に活用するものとする。

6 評価の結果は、原則として、評価者の氏名や具体的な評価方法等関連する諸情報とともに国民に理解しやすいかたちで公開する。

(評価者)

第3条 評価は、科学技術に関し高い学識及び経験を有し十分な評価能力を有しており、かつ公正な立場で評価を行いうる者を評価者として選任して実施する。

2 評価者の選考においてはより多様な視点で国際水準の評価を実施できるよう配慮する。

3 研究開発課題等又は施設整備等のうち大規模かつ重要であり、又は社会的関心の高いものの評価及び研究所の機関評価を実施するにあたっては、各界の有識者等を評価者として加える等により、評価に幅広い意見を反映するものとする。

4 評価者は、評価の内容についての情報を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

第2章 研究開発施策の評価

(評価の対象)

第4条 研究開発施策の評価は、研究所の設置目的を達成するために策定する中長期計画及び年度計画、戦略、制度等を対象として実施する。

(評価の実施方法等)

第5条 研究開発施策の評価は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の6第3項に定める文部科学大臣による業務実績の評価における自己評価及び第3章に規定する機関評価において実施する。

第3章 機関評価

(評価の対象)

第6条 研究所の機関評価の対象は、次のとおりとする。

- (1) 研究所の運営全般
- (2) センター等の運営全般
- (3) 事務業務の運営全般

(評価の実施方法等)

第7条 前条第1号に規定する評価を実施するため、研究所に、理化学研究所アドバイザー・カウンシルを置く。

2 理化学研究所アドバイザー・カウンシルに関し必要な事項は、別に定める。

第8条 第6条第2号に規定する評価を実施するため、情報統合本部、科技ハブ産連本部、開拓研究本部、革新知能統合研究センター、数理創造プログラム、生命医科学研究センター、生命機能科学研究センター、脳神経科学研究センター、環境資源科学研究センター、創発物性科学研究センター、量子コンピュータ研究センター、光量子工学研究センター、仁科加速器科学研究センター、計算科学研究センター、放射光科学研究センター、及びバイオリソース研究センターに、それぞれアドバイザー・カウンシル（以下「アドバイザー・カウンシル」という。）を置く。

2 アドバイザー・カウンシルに関し必要な事項は、別に定める。

第9条 第6条第3号に規定する評価を実施するため、研究所に、理化学研究所事務アドバイザー・カウンシルを置く。

2 理化学研究所事務アドバイザー・カウンシルに関し必要な事項は、別に定める。

(利害関係者の取扱い)

第9条の2 機関評価の評価者は、特に必要と認められる場合を除き、研究所外部の者で、かつ、第6条第1号及び第3号に規定する評価においては研究所に対して、同条第2号に規定する評価においては当該センターに対して利害関係を有しない者とする。

- 2 前項の特に必要と認められる場合において、評価の対象に対して利害関係を有する者若しくはその懸念が残る者を評価者とする場合には、その理由や利害関係の内容を明確にするとともに、評価の透明性の確保に配慮し、利害関係のある部分に関する評価においては当該評価者が議決権及び発言権を持たないよう取決める等、公正性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第4章 研究開発課題等の評価

(評価の対象)

第10条 研究開発課題等の評価は、原則として、研究所で行われる全ての研究開発課題等を対象として実施する。また、効率的な評価のため、研究分野等を同じくする研究開発課題等をまとめて評価できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営費交付金を財源とする研究課題であつて、小規模若しくは萌芽的な研究課題については、特に必要と認められる場合を除き、研究代表者から報告書の提出を受け、その報告書を公表することをもって評価に代えることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、未発表の研究成果、アイデア若しくはノウハウを含む等の理由により、理事（評価担当）が公表を適当でない判断する場合は、前項の報告書を非公表とすることができる。

(評価の実施時期及び目的)

第11条 研究開発課題等の評価は、原則として、研究開発等の開始前及び終了後に実施する。ただし、適切な評価実施に必要な場合、終了後の評価について時期を繰上げて実施することができるものとする。

- 2 研究開発等の終了後、当該研究開発課題等の特性にもとづき、学会等における評価や成果の実用化の状況を適宜把握し、必要に応じて追跡評価を行う。
- 3 研究開発等の開始前に行う評価（以下「事前評価」という。）は、期待される成果、波及効果等の予測並びに計画及び手法の妥当性の判断に基づき、研究開発等の方向性、目的、目標等の決定並びに資源（資金、人材等をいう。以下同じ。）の配分の決定を行うために実施するものとする。
- 4 研究開発等の終了後に実施する評価（以下「事後評価」という。）は、達成度、成果及び波及効果の把握、成功又は不成功の原因の把握及び分析、計画の妥当性のレビュー等により、成果の普及並びに新たな研究開発課題等の検討への反映を行うために実施するものとする。
- 5 研究開発等の実施期間内の適切な時期に中間的に実施する評価（以下「中間評価」という。）は、進捗状況を把握し、継続又は中止の判断、研究開発等の方向性、目的、目標等の見直し並びに資源の再配分の決定を行うために実施するものとする。
- 6 本条の規定にかかわらず、事後評価の終了後一定の期間を経た後顕著な成果が現われた等の場合には、追跡評価を実施することができる。

(評価の実施方法等)

第12条 情報統合本部、科技ハブ産連本部、開拓研究本部、革新知能統合研究センター、数理創造プログラム、生命医科学研究センター、生命機能科学研究センター、脳神経科学研

究センター、環境資源科学研究センター、創発物性科学研究センター、光量子工学研究センター、仁科加速器科学研究センター、計算科学研究センター、放射光科学研究センター、バイオリソース研究センター及び独創的研究提案制度における研究開発課題等の評価は、次のいずれかにより実施するものとし、必要に応じて、実施のための細則を定めることとする。

- (1) 研究開発課題等毎に、当該研究分野の専門家等を評価者として選任し、書面審査、ヒアリング審査、視察等の方法により、実施する。
 - (2) アドバイザリー・カウンシルにおいて、実施する。
 - (3) 研究開発の単位となる研究グループ、研究室等の単位組織の長に対する業績評価において、実施する。
 - (4) 研究センター等において別に定める方法により、実施する。
- 2 新たに設置予定の研究センター等における研究開発について、理研戦略会議が審議を行う場合、研究開発等の開始前に行う評価の実施として扱うことができるものとする。

(利害関係者の取扱い)

第12条の2 研究開発課題等の評価の評価者は、原則として、評価の対象に対して利害関係を有しない者とする。

- 2 評価の対象に対して利害関係を有する者若しくはその懸念が残る者が評価者となる場合には、第9条の2第2項に準じた取扱いをしなければならない。

第5章 研究者等業績評価

(評価対象)

第13条 研究者等の業績評価は、研究所の研究に従事する全ての職員に対して実施する。

(評価の実施方法等)

第14条 通則法第50条の11において準用する第50条の10に規定する職員の勤務成績の評価をもって研究者等の業績評価とする。なお、必要に応じて他の視点による評価を加えることができることとする。

第6章 その他の評価

(施設整備等の評価)

第15条 大規模な施設の整備等については、整備等の開始前に評価を実施する。ただし、整備等に必要期間が長期にわたるものについては、その進捗状況等を勘案し、整備等の期間内の適切な時期に、中間的に評価を実施する。

- 2 前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月29日規程第2号)

この規程は、平成16年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月26日規程第55号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日規程第16号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第19号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日規程第23号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日規程第54号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規程第20号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日規程第11号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規程第25号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月14日規程第77号）

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

附 則（平成26年11月28日規程第80号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程第93号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月8日規程第54号）

この規程は、平成27年4月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月26日規程第73号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月10日規程第96号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日規程第58号）

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第30号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第40号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月28日規程第56号）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第510号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第511号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。